

## 森林・林業基本計画の変更について

## 1 森林・林業基本計画

- ( 1 ) 森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、計画事項は次のとおりである。
- 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針  
森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標  
森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  
森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ( 2 ) 基本計画は、  
森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、  
森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、  
おおむね5年毎に  
変更することとされている。
- ( 3 ) また、基本計画の変更に当たっては、林政審議会の意見を聴くこととされており、基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに公表することとされている。
- ( 4 ) 現行の基本計画は、平成18年9月に策定されたものであり、本年中に概ね5年を経過。最近の動向を踏まえ、変更が必要と考えている。

## 2 森林・林業再生プランの取組状況

- ( 1 ) 平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」に基づき、平成22年2月から11月にかけて森林・林業基本政策検討委員会等において集中的に検討。
- ( 2 ) 平成22年11月、以下の6点を主な内容とする最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、10年後の木材自給率50%以上を目指すこととされたところ。
- 森林計画制度の見直し  
適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備  
低コスト化に向けた路網整備等の加速化  
担い手となる林業事業者の育成  
国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の整備  
フォレスター等の人材の育成

### 3 主な検討事項

林政審議会において、ご審議を頂きたい主な検討事項は次の通り。

森林・林業再生プランや森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめ等を踏まえた森林・林業基本計画の変更、「今後の森林整備の推進方向(数値目標等)」や「望ましい林業構造のあり方」など

森林法の規定により森林・林業基本計画に即してたてることとされている全国森林計画の変更

## 森林・林業基本計画等に関する林政審議会日程（案）

日 程	事 項	備 考
平成23年 1月28日	林政審議会 1回目 ・基本計画変更についての諮問 ・森林・林業・木材産業の現状と課題 ・森林・林業再生プランについて ・森林・林業基本計画に当たっての検討の視点 ・現行計画の取組状況等	
3月上旬 (3/1開催予定)	林政審議会 2回目 ・森林整備等の目標の考え方 ・国産材の需要拡大と効率的な加工流通体制の整備 等	
3月下旬 (3/29開催予定)	林政審議会 3回目 ・林業構造・林業労働力の考え方 ・基本計画骨子案	<div data-bbox="938 1032 1193 1841" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全国森林計画</p> <p>・変更の考え方</p> </div>
4月下旬	林政審議会 4回目 ・基本計画素案	・変更計画案
5月中	パブリックコメント	
6月上旬	林政審議会 5回目 ・基本計画変更について答申	・諮問・答申
6月中	[ 閣議決定、国会報告 ]	[ 閣議決定 ]